



ふれあいネットワーク

尾花沢市社会福祉協議会

福祉おばなざわ

第87号

かわら版

〒999-4224 尾花沢市新町 3-2-5 東光館内

ホームページ www.obanazawa-syakyo.jp

Tel0237-22-1092 Fax0237-23-2419

尾花沢市社会福祉協議会 検索

QRコード



皆様から頂いた会費はこのような事業に使われています

社協って？

社会福祉協議会とは、住民の皆様やボランティアの方々、福祉関係者、行政などと共に福祉のまちづくりを進める、公共性公益性の高い民間非営利の福祉団体です。

本会では市民の方々から年会費として一世帯1,000円のご協力を頂いております。

皆様からいただいた会費は「みんな元気で支えあえる あたたかい福祉のまちづくり」を理念とし、地域福祉事業等に活用させていただきます。

皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

「なかよしお茶のみ会」

社協では、高齢者の交流や親睦を深めるため、『なかよしお茶のみ会』を開催する集落に助成金を交付しています。「こんな内容だけど該当なる？」「新しくお茶のみ会をしてみたい！」とお考えの皆様、ぜひお気軽にご相談ください。



「まずはご相談を」

社協には様々な相談窓口があります。

生活の中での困りごと（生活困窮、法律相談、成年後見制度、介護、障がいなど）について、ひとりで抱えこまず、お気軽にご相談ください。もちろん無料・秘密厳守です。

ふれあい相談所

生活自立支援センター

成年後見センター Tel22-1092

地域包括支援センター Tel23-3660

令和6年度 社協会費内訳

(円)

法人運営事業	625,000
いきいきネットワーク事業	300,000
地域福祉育成事業	231,000
福祉活動専門員設置事業	618,000
福祉大会・福祉団体助成事業	220,000
地域福祉計画策定事業	100,000
ふれあい福祉相談所	100,000
ボランティア活動普及事業	129,000
たすけあい資金貸付事業	50,000
生活福祉資金貸付事業	125,000
老人福祉センター運営事業	1,930,000
福祉用具貸与事業	10,000
合 計	4,438,000

ご協力ありがとうございました

無料法律相談所を開設します

令和7年8月6日（水）

午前 10:00～12:00 午後 1:00～3:00

1人30分で弁護士さんと対面による相談になります。

相談内容 【財産・相続・遺言・多重債務・成年後見・土地問題・風雪被害や

消費被害・事故・契約など】

事前予約が必要です 予約先番号 22-1092

主催 山形県地域包括ケア総合推進センター

「ボランティア団体活動助成金」のお知らせ

社協ではボランティアに取り組む団体に活動助成金を交付しております

上 限 15,000円

申請書はホームページをご覧ください

申請は7月31日までお願いいたします

みなさんの活動を応援したい！

訪問介護のスタッフを募集しています☆

空いている時間を使って介護のお仕事をしてみませんか

資 格 : 介護福祉士・2級ヘルパー修了者・初任者研修課程修了者

時 間 : 8:00～18:00のうち1～3時間（曜日・時間は要相談）

時 給 : 1,070円～1,250円（処遇加算含）

その他 : 土曜祝日10% 日曜20%加算 介護福祉士は時給50円加算

週1日からでもOKです。お気軽にお問合せください。訪問介護事業所